

感染症及び食中毒の予防及び  
まん延防止のための指針

株式会社フォーリーフナゲット

## I. 平常時の対策

### 1. 総則

#### (1) 目的

障害福祉サービス事業者には、利用者の健康と安全を守るための支援が求められている。利用者の安全管理の観点から感染対策は、きわめて重要であり、利用者の安全確保は施設・事業所等の責務であることから、感染を未然に防止し、発生した場合、感染症が拡大しないよう速やかに対応する体制を構築することが必要である。

この指針は、感染予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応など、施設・事業所における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い支援の提供を図ることを目的とする。

### 2. 体制

#### (1) 委員会の設置・運営

##### ①設置

感染症の発生や感染拡大を予防するために、感染対策委員会を設置する

##### ②目的

- ・施設・事業所等の感染課題を明確にし、感染対策の方針・計画を定める
- ・感染予防に関する決定事項や具体的対策を施設・事業所全体に周知する
- ・施設・事業所における感染に関する問題を把握し、問題意識を共有・解決する
- ・利用者・職員の健康状態を把握する
- ・感染症が発生した場合、適切に対処するとともに、感染症対策及び拡大防止の指揮を行う
- ・その他、感染関連の検討が必要な場合に対処する

##### ③委員会構成

委員会の運営責任者は法人代表取締役とする。

構成メンバーは各事業所の管理者および児童発達支援管理者とし、必要に応じて職員及び専門家の参画を依頼する。

必要に応じて協力医療機関や保健所等に指示を仰ぐ

##### ④運営方法

感染対策委員会は、3か月に1回定期的を開催する。

また、感染症発生時には必要に応じて随時開催する。

結果については、職員等に周知する。

## (2) 役割分担

(管理者)

- ・施設全体の管理
- ・感染対策委員会実施のための連絡と調整

(管理者・職員)

- ・感染対策
- ・利用者、職員の健康状態把握
- ・支援現場における感染対策の実施状況把握
- ・感染対策方法の周知

## (2) 指針の整備

感染対策委員会は、感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通して課題を見つけ、定期的に指針を見直し更新する。

## (3) 研修

感染対策の基本的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、本指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。

指針に基づき、全職員を対象に年2回以上、かつ新規採用時には感染対策研修を実施する。

## (4) 訓練

感染者発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた本指針及び研修内容に基づき、全職員を対象に年2回以上の訓練を実施する。

内容は、役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施する。

訓練方法は、机上訓練と実地訓練を組み合わせながら実施する。

## 3. 日常の支援にかかる感染管理（平常時）

### (1) 利用者の健康管理

- ①既往歴の把握
- ②日常観察、体調把握
- ③体調、様子の共有方法の構築
- ④利用者に感染対策の方法を教育・指導
- ⑤利用者の感染対策実施状況を把握、不足している対策を支援

## (2) 職員の健康管理

- ①感染症の既往やワクチン接種状況を把握
- ②定期健診の必要性を説明し、受診状況を把握
- ③職員の体調把握
- ④体調不良時の申請方法を周知、申請しやすい環境を整える
- ⑤職員へ感染対策の方法を教育、指導
- ⑥職員の感染に対する知識を把握し、不足している部分に対し教育、指導
- ⑦ワクチン接種の必要性を説明し、接種を推奨

## (3) 標準的な感染予防

- ①職員の感染予防策
  - ・手指衛生の実施状況の把握、適切な方法を教育・指導
  - ・个人防护服の使用状況（着用状況・着脱方法など）を把握、適切な方法を教育・指導
  - ・食事支援時の対応を確認し、適切な方法を指導
  - ・排泄支援時の対応を確認し、適切な方法を指導
  - ・医療処置時の対応を確認し、適切な方法を指導
  - ・上記以外の支援時の対応を確認し、適切な方法を指導する
- ②利用者の感染予防策
  - ・食事前、排泄後の手洗い状況を把握
  - ・手指を清潔に保つために必要な支援を検討し、実施
  - ・共有物品の使用状況を把握し、清潔に管理
- ③その他
  - ・十分な必要物品を確保し、管理

## (4) 衛生管理

- ①衛生管理
  - ・整理整頓、清掃を計画的に実施し、実施状況を把握
  - ・換気の状態を把握
  - ・トイレの清掃、消毒を計画的に実施し、実施状況を把握
  - ・汚物処理の清掃、消毒を計画的に実施し、実施状況を把握
  - ・効果的な環境整備について教育、指導

## ②食品衛生

- ・食品の保管状況の確認、把握
- ・調理工程の衛生状況を確認、把握
- ・職員の衛生状況の確認
- ・課題を検討し、対策を講じる
- ・衛生的に調理できるよう、教育、指導

## ③血液・排泄物等の処理

- ・標準予防策について指導
- ・処理方法、処理状況を確認
- ・適切な処理方法について教育、指導

## II. 発生時の対応

### 1. 発生状況の把握

- ①感染者及び感染疑い者の状況を把握し、情報共有
- ②施設・事業所等全体の感染者及び感染疑い者の発生状況を調査、把握

### 2. 感染拡大防止

- ①感染者及び感染疑い者の対応方法を確認し、周知、指導
- ②感染者及び感染疑い者の支援方法を確認
- ③感染状況を本人へ説明し、感染対策（マスク着用、手指衛生、行動制限など）の協力を依頼
- ④感染者及び感染疑い者と接触した関係者（職員、家族など）の体調確認
- ⑤ウイルスや細菌に効果的な消毒薬を選定し、消毒を実施
- ⑥職員の感染対策の状況を確認し、感染対策の徹底

### 3. 医療期間や保健所、行政関係機関との連携

- ①医療機関との連携
  - ・感染者及び感染疑い者の状態を報告し、対応方法を確認
  - ・診察の協力を依頼
  - ・医療機関からの指示内容を施設・事業所内で共有

## ②保健所との連携

- ・ 疾病の種類、状況により報告を検討
- ・ 感染者及び感染疑い者の状況を報告し、指示を確認
- ・ 保健所からの指導内容を正しく全職員に共有

## ③行政関係機関との連携

- ・ 報告の必要性について検討
- ・ 感染者及び感染疑い者の状況を報告し、指示を仰ぐ

## 4. 関係者への連絡

- ①施設・事業所等、法人内での情報共有体制の構築、整備
- ②利用者家族との情報共有体制を構築、整備
- ③相談支援事業所との情報共有体制の構築、整備
- ④出入り業者との情報共有体制の構築、整備

## 5. 感染者発生後の支援（利用者、職員）

- ①感染者及び感染疑い者の病状や予後を把握
- ②感染者及び関係者の精神的ケアを行う体制を構築

## 6. 本指針の閲覧に関する指針

本指針は公表し、利用者、家族、職員がいつでも閲覧できることができる

### <附 則>

本指針は、令和6年4月1日より適用する